

改正

令和6年5月10日告示第31号

南木曾町結婚祝金交付要綱を次のように定め、令和3年4月1日から適用する。

南木曾町結婚祝金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町民及び南木曾町（以下「本町」という。）に住民登録をし、居住する夫婦に対し、結婚を祝福するとともに、定住と若年層への経済的支援に資するため、婚姻後に結婚祝金（以下「祝金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 この祝金の交付を受けることができる世帯（以下「交付対象者」という。）は、平成30年4月1日以降に婚姻届を提出した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚姻届が受理された日から起算して3年以内、かつ申請時に、夫婦のうちいずれか一方が住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく本町の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 夫婦のうちいずれか一方が、本町の住民基本台帳に記載され、引き続き3年以上、本町に居住する意思を有すること。
- (3) 交付を受ける年度ごとの申請時に、夫婦のうちいずれか一方の年齢が50歳以下であること。
- (4) 過去において、夫婦のうちいずれか一方が、この要綱に基づく交付金を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦双方が町税等の滞納がないこと。
- (6) 夫婦双方が南木曾町暴力団排除条例（平成23年南木曾町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。

2 祝金は、前項の規定に全て該当し、かつ町長が必要と認めた者に支給することができる。

(祝金の額等)

第3 1組の夫婦に交付する祝金の額は、次の各号に掲げる額とし、なぎそ・おたのしみカード会発行の商品券（以下「商品券」という。）により交付する。

- (1) 婚姻時 50,000円
- (2) 婚姻後1年経過時 50,000円
- (3) 婚姻後2年経過時 50,000円

(4) 婚姻後3年経過時 50,000円

2 申請時もしくは交付時において、夫婦のうちいずれか一方が本町の住民基本台帳に記載されていない場合は、前項に規定する額に1/2を乗じた額を交付するものとする。

3 令和3年3月31日以前の期間においては、交付しないものとする。

(申請)

第4 祝金の交付を受けようとする者は、婚姻届出日以降、かつ交付を受ける年度ごとに南木曾町結婚祝金交付申請書兼請求書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第5 町長は、第4の申請があった場合、その内容を審査し、当該申請に係る可否を決定し、南木曾町結婚祝金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(交付)

第6 祝金交付決定後、交付対象者の住所に第3に規定する額の商品券を郵送により交付するものとする。

2 交付時に離婚又は死別している場合には、第3に規定する当該年度の交付を行わないものとする。

(譲渡等の禁止)

第7 結婚祝金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(祝金の返還)

第8 町長は、次の場合に、既に交付されている祝金の返還を命ずることができる。

(1) 申請書兼請求書において、虚偽の事実が認められたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 前項により返還を求める祝金の金額は、全額とする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式(省略)